

／ ことうらではじめませんか ／

琴浦でスタート！ 応援補助金

町内で新たに起業する事業者、町内にオフィスに移転する県外事業者を応援します！

< 起業支援事業 >

補助対象者 (一般枠) 町内で起業し、かつ、町内に住所を有する者
(政策枠) 地域の課題又は社会的課題の解決に資する事業を行う
町内で起業する個人・中小企業者

補助対象経費

- ・土地、建物の取得、建築、賃借、改修費
- ・設備の購入、賃借、改修、修繕費
- ・車両、工具又は備品の購入、賃借経費
- ・事業開始時の広告宣伝費
- ・コンサルティング経費

補助率 2分の1

補助金上限 (一般枠) 50万円 (政策枠) 100万円

※起業を予定している者または起業の日から1年を経過していない者が対象です。

※上記補助金に加えて、町のふるさと納税型クラウドファンディング(CF)を活用できる場合があります。
総事業費から上記補助金と手数料を差し引いた額を上限に、CFで集まった資金相当額を交付します。

< オフィス移転支援事業 >

補助対象者 町内の空き家、空き店舗等を活用しオフィスを設ける県外事業者

補助対象経費

- ・店舗の取得、改修、賃借費
- ・設備の購入、賃借、修繕費
- ・備品等の購入及び賃借経費

補助率 10分の10

※賃借に係る経費については、申請年度のオフィスの移転から年度末までを補助対象とします。

【お問い合わせ】

〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万 591 番地 2

琴浦町役場 商工観光課

TEL: (0858) 52-1713 FAX: (0858) 52-1714

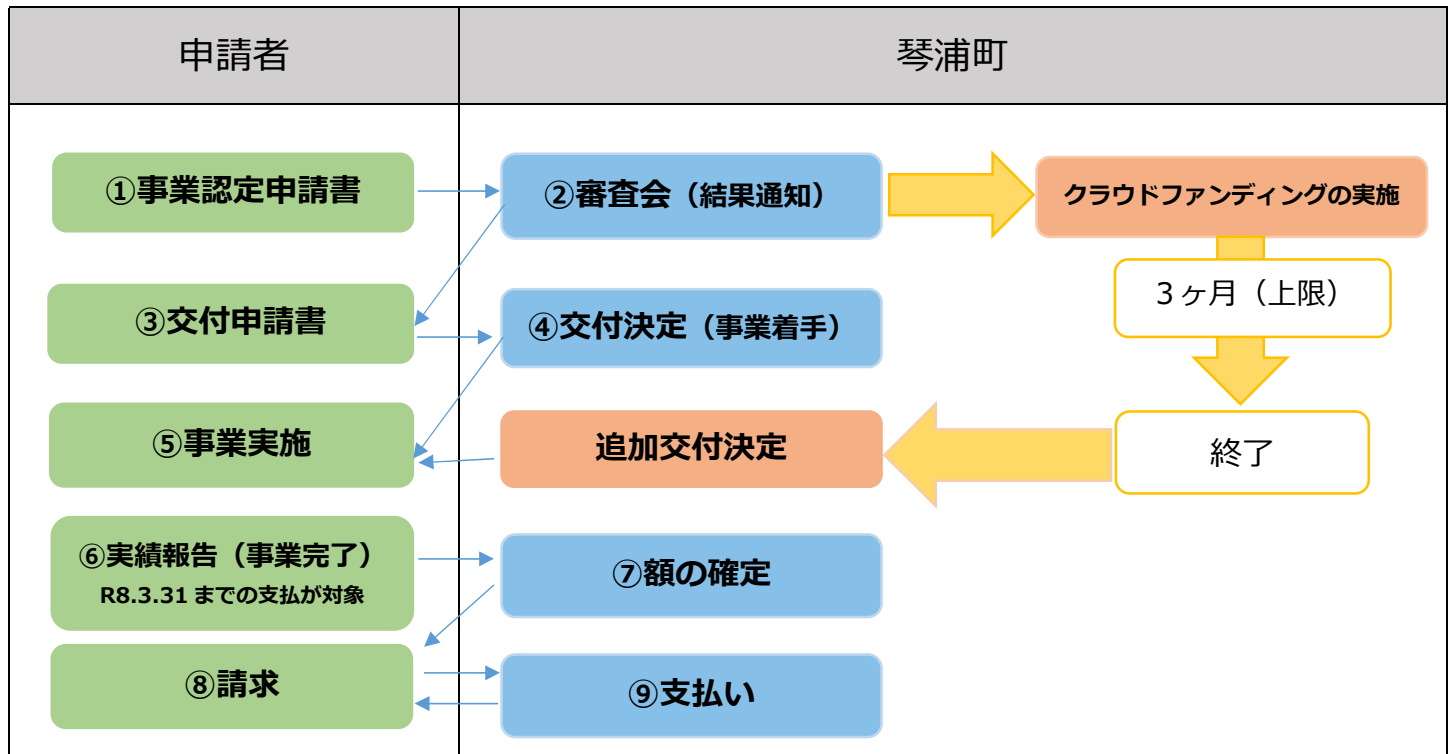
MAIL: syoukoukankou@town.kotoura.tottori.jp



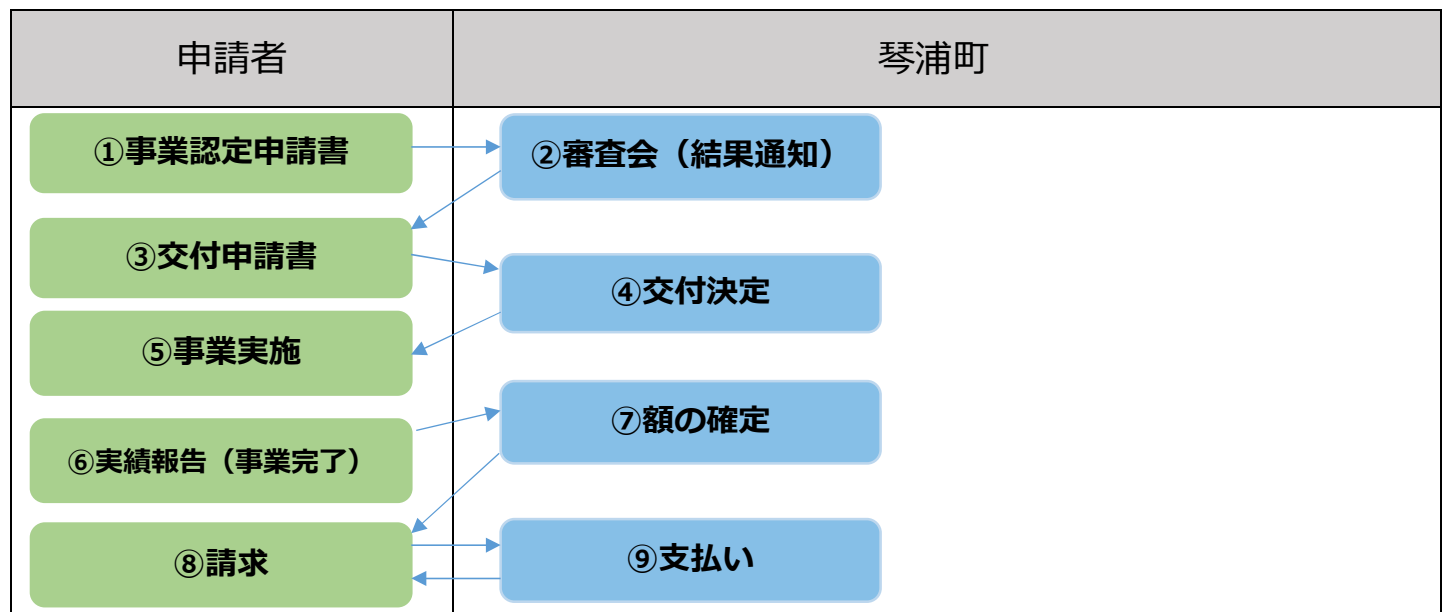
【認定申請期間】 令和7年4月1日（火）～

【手続きの流れ】

○ 起業支援事業



○ オフィス移転支援事業



- ・補助事業の実施にあつては、琴浦町中小企業・小規模企業振興基本条例（平成31年琴浦町条例第12号）の趣旨を踏まえ、町内事業者への発注に努めてください。
- ・起業支援事業については、補助対象事業の完了日から5年間、継続して当該事業を営むよう努めていただく必要があります。また、この期間の間、年度ごとに町へ補助事業の進捗状況報告が必要です。